

令和4年度女性団体等地域交流創出応援事業 応募に係る留意事項

1. 対象経費

実施する事業に直接要する、必要不可欠な経費が対象です。団体等の経常的な運営経費や飲食にかかる経費は対象となりません。なお、事業終了後に提出していただく実績報告書には、事業に使用したすべての経費について領収書の添付が必要になります。

対象経費	内容
講師謝金	講演会・研修会等の講師・専門家等に対する謝金
旅費	講師、打ち合わせや事業実施のために要する交通費
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品費
印刷製本費	事業で使用する資料等のコピー代、チラシ等の印刷費
通信運搬費	事業の実施、連絡に要する郵便料等（電話料は不可）
施設等使用料	会場使用料等
保険料	行事保険・ボランティア保険
その他	事業実施に必要不可欠な経費

《対象とならない経費》

- ・ 飲食費
- ・ 講師が団体等の構成員の時、支払いは対象外
- ・ 建物の建設費
- ・ 備品費
- ・ 改修費
- ・ 修繕費
- ・ 助成を受ける団体等の人件費
- ・ 日常の運営に要する経費（事務所の光熱水費、家賃、消耗品費、備品費など）
- ・ 支出が領収書等で確認できない経費
- ・ その他 社会通念上公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費

2. その他

- ・ 応募にかかる費用は、応募団体等の負担とします。
- ・ 提出いただいた書類等は返却いたしません。
- ・ 応募は1団体につき1事業とします。